

令和8年度市民税県民税（国民健康保険税等）申告書の記入方法

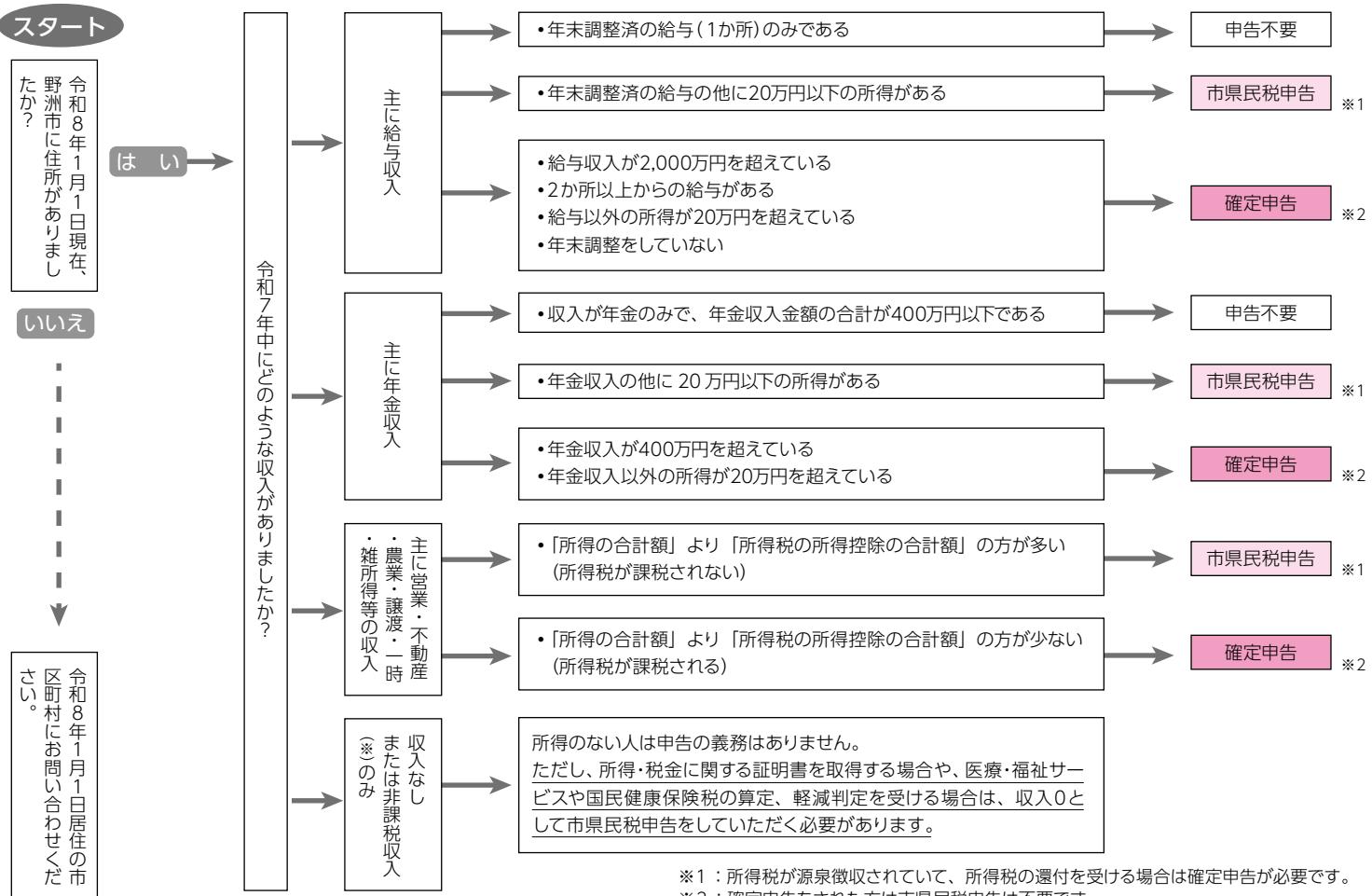
市民税県民税（国民健康保険税等）申告書は、市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の算定の資料となりますので、この記入方法をよくお読みになって、正確に記入してください。

なお、必ずしも申告の義務があるとは限りません。下記の事項を確認のうえ、提出してください。

申告書の提出が必要な人

下記のフローチャートに沿って、申告書を提出する必要があるかどうか確認してください。

※フローチャートは一般的な例を示しているため、ご自身の状況によって変わる場合があります。



☆所得税の還付を受ける人や各種控除の適用を受けようとする人は、フローチャートに関わらず確定申告または市県民税申告が必要です。

申告に必要なもの

- ・令和8年度市民税県民税（国民健康保険税等）申告書
- ・マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、お持ちでない方は通知カード等の番号確認書類及び運転免許証等の本人確認書類）
- ・令和7年中の収入や所得を証明するもの（源泉徴収票など）
- ・各種証明書または領収書（社会保険料・生命保険料・地震保険料の払込証明書、寄附金の受領証明書など）
- ・医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書
- ・事業（営業等・農業）所得、不動産所得のある人は収支内訳書
- ・障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、市発行の障害者控除対象者認定書など

お知らせ

- ・申告書(3枚複写)のうち2枚目は、本人控えとなりますので、提出される場合は、各自で保管してください。
 - ・申告書の記入誤りや申告漏れ、扶養控除対象者の合計所得等により、あなたの申告書の内容で計算した市県民税の税額と決定通知書の税額が異なる場合があります。
 - ・個人で事業や不動産貸付等を行う全ての人は記帳と帳簿の保存が必要となります。
 - ・医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。医療費等の領収書の添付または提示は不要です。
- ※ただし、医療費控除の内容を確認するため、領収書の提示または提出を求める場合がありますので、申告期限から5年間、ご自宅等で保管してください。

お問い合わせ 野洲市総務部税務納税課 電話：077-587-6040（直通）

令和8年度 市民税県民税(国民健康保険税等)申告書の書き方

申告書表面

令和8年度 市民税県民税(国民健康保険税等)申告書

分離課税に係る所得等のある方は、「令和8年度 市民税県民税(国民健康保険税)」の申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

手順1 4ページ参

令和8年度 市民税県民税(国民健康保険税等)申告書					宛名番号				
野洲市長		現住所			野洲市小篠原2100番地1		職業	会社員	
		1月1日現在の住所					電話番号	(077)587-6040	
		フリガナ			シンコクタロウ		個人番号		
提出年月日		氏名			申告太郎	0112345678910			
年	月	日	生年 月日	明・大・昭 平・令	33・2・19	世帯主 の氏名	本人	続柄	本人
令和	2	17							

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

		社会保険の種類		支払った保険料	
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険税		80,000		円
	国民年金保険料		120,000		
	合 計		200,000		
⑯ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
	円		75,000		円
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		
	40,000 円				円
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の計				
	90,000 円				
	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
	80,000 円				円
⑯ 寡婦控除、ひとり親控除 勤労学生控除	⑯ 寡婦控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)		⑯ ひとり親控除 (学校名)		
㉑ 障害者控除	1 個人番号	フリガナ 氏名		障害の程度	級度
	2 個人番号	フリガナ 氏名		障害の程度	級度
		フリガナ 氏名		生年月日	明・大・昭 平・令
		フリガナ 氏名		配偶者合計所得金額	35・2・4 0
㉑～㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1 2		同一生計配偶者(控除 対象配偶者を除く。)	
㉓ 扶養控除・特定親族特別控除	1 個人番号	フリガナ 氏名		明・大・昭 平・令	同居・別居 の区分
	2 個人番号	フリガナ 氏名		5・7・3	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	3 個人番号	フリガナ 氏名		62・1・9	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居
	4 個人番号	フリガナ 氏名			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉗ 難損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害賠償支出の金額
	円	円	円
㉘ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額	
	205,000	円	30,000

書	宛名番号		
	職業	会社員	
	電話番号	(077) 587-6040	
人番号	012345678910		
	統柄	本人	
1 取 入 金 額 等	事業 農業 不動産 利子 配当 給与 専従者給与 一般的年金等 業務 その他 総合譲渡 短期 長期 一時	営業等 イ ウ エ オ ア 力 キ ク ケ コ サ シ	ア イ 1,200,000 150,000 1,175,000 300,000 1,291,510 円
2 所 得 金 額	事業 農業 不動産 利子 配当 給与 一般的年金等 業務 その他 合計(⑦+⑧+⑨) 総合譲渡・一時 合計①~⑩+⑪	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	350,000 150,000 525,000 50,000 50,000 645,755 1,720,755
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦、ひとり親控除 勤労学生、障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除 特定親族特別控除 基礎控除 ⑯から⑳までの計 雑損控除 医療費控除 合計(⑯+⑰+⑱)	⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙	200,000 70,000 25,000 17,5 18 19 20 330,000 780,000 430,000 1,835,000 88,963 1,923,963

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は 給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

表

○所得のなかつた方（無職・

手順2 4~5ページ参照

手順3 6~8ページ参照

順4
一
ジ
参
照

申告書裏面

6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票の
ない人は記入してください。）

月	日	給	勤務日数	月	収
1		5,000 円	20 日	100,000	円
2		5,000	18	90,000	
3		5,000	16	80,000	
4		5,000	21	105,000	
5		5,000	20	100,000	
6		5,000	18	90,000	
7		5,000	21	105,000	
8		5,000	21	105,000	
9		5,000	19	95,000	
10		5,000	20	100,000	
11		5,000	23	115,000	
12		5,000	18	90,000	
賞与等				0	円
合計				1,175,000	
勤務先所在地				野洲市小篠原	
勤務先名				〇〇〇店	
電話番号	(077) 587 - 6040		

手順2

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	小篠原××	1,200,000円	850,000円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式	○×株式会社	R7・3	150,000円	0円
		・		
		・		
		・		

9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項

種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	△×生命保険	300,000 円	250,000 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額		必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円
	長期	4,874,260	3,082,750	1,791,510	500,000
一時					1,291,510

右上のイの金額を表面のコに、口の金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右の二の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得			円
事業用資産の譲渡損失など		資産の種類	
		損失額、被災損失額（白）	円
前年中の開廃業	開始・廃止		
	月 日		
<input type="checkbox"/>	他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

12 別居の扶養親族等に関する事項															
氏名	申告四郎	個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	住所 (令和8年1月1日時点)	00県××市△△123-45	国外 居住
氏名		個人番号											配偶者 留学 障がい者	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障がい者 □38歳以上支払	
氏名		個人番号											住所 (令和8年1月1日時点)	国外 居住	
氏名		個人番号											配偶者 留学 障がい者	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障がい者 □38歳以上支払	

その他記載事項
8ページ参照

14 寄附金に関する事項

都道府県、 市区町村分	特例控除対象 特例控除対象以外	10,000 円
滋賀県共同募金会 日本赤十字社滋賀県支部分		
滋賀県条例指定分 野洲市条例指定分		

各欄に当該団体へ寄附した金額をそれぞれ記入してください。ふるさと納税に該当する震災関連寄附金は「都道府県、市区町村分」の「特例控除対象」の欄に記入してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

1-3 所得並取扱金額に係る事項									
フリガナ 氏名			続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所	
個人番号									

手順1▶住所、氏名などを記入する

令和8年度 市民税県民税(国民健康保険税等)申告書

			宛名番号										
			職業										
現住所			1月1日現在の住所			電話番号	() -						
野洲市長			フリガナ	氏名			個人番号						
提出年月日 年 月 日			生年月日 明・大・昭 平・令			世帯主の氏名		続柄					

現 住 所	現在お住まいの住所を記入してください。 (アパート名、部屋番号なども記入してください。)
1月1日現在の住所	令和8年1月1日現在の住民票記載の住所地を記入してください。現住所と同じ場合は記入不要です。
氏名・フリガナ	氏名とフリガナを記入してください。 押印は不要 です。
生年月日	該当年号に○をして、年月日を記入してください。
職業	令和7年1月から令和7年12月までの就労状況(主な職業)を記入してください。(無職の場合は無職と記入)
電話番号	日中に連絡がとれる電話番号(携帯電話可)を記入してください。
個人番号	12桁の個人番号(マイナンバー)を記入してください。また、郵送で提出する場合は、 マイナンバーカードの写し、もしくはマイナンバー通知カードと本人確認書類の写し を添付してください。
世帯主の氏名・続柄	世帯主の氏名と、申告者からみた続柄を記入してください。 (例) 申告者が子で世帯主が父の場合:父

手順2▶収入金額等、所得金額を計算する

主な所得の種類

営業等	自営業を営まれている場合(生命保険等の外交員やサービス業、家内労働者も含みます。)			収支計算が必要です (収支内訳書の控えは必ず各自で保管してください。)				
農業	農業を営まれている場合							
不動産	土地や建物などの貸付け(アパート(貸間)や貸しガレージ(駐車場)等による収入)がある場合							
利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得 次の所得については課税されませんので、申告する必要はありません。 (1)所得税で源泉分離課税され、県民税利子割を分離課税された利子所得 (2)所得税で非課税とされる障害者等の小額預金などの利子所得							
配当	株式または出資の配当、剩余金の分配などによる所得 (上場株式等に係る配当所得について申告する場合、総合課税と申告分離課税を選択することができます。)							
給与	一般給与 専従者給与	会社からの給与、賞与収入(アルバイトやパートによる収入も給与収入になります。) 自営業を営む者と生計を一にする配偶者その他の親族(15歳未満の者を除く)が、 その者の営む事業所得などを生ずべき事業にもっぱら従事したことの対価として支払い を受けた給与						
公的年金等(雑)	国民年金や厚生年金、農業者年金、退職年金など (遺族年金や障害年金は非課税所得のため、記入しないでください。)							
業務(雑)	副業に係る収入のうち當利を目的とした継続的なもの(シルバー人材センターからの配分金、 講演料、原稿料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入)							
その他(雑)	申告書の収入項目に当てはまらない収入(個人年金など)							
総合譲渡	船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得 短期譲渡に該当するもの…所有期間5年間以内に譲渡した場合 長期譲渡に該当するもの…5年を超える期間にわたって所有して譲渡した場合							
一時	生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当選金など							

申告書への記入方法

●営業等 (ア・①)、農業 (イ・②)、不動産 (ウ・③)

申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に収入金額及び必要経費等を記入し、収入金額の合計は、申告書表面のア・イ・ウ欄へ、所得金額は①・②・③欄へ、それぞれ記入してください。(収支内訳書を添付してください。)

●配当 (オ・⑤)

申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」に令和7年中に受けた配当の収入金額等を記入し、収入金額の合計は申告書表面のオ欄へ、所得金額は⑤欄へ、それぞれ記入してください。

●給与 (カ・⑥)

源泉徴収票が発行されている場合は、源泉徴収票の支払金額を申告書表面のカ欄に、給与所得控除後の金額を⑥欄に記入してください。

源泉徴収票が発行されない場合は、申告書裏面の「6 納税の内訳」を記入し、合計額を右の表【給与所得の計算】のA及び申告書表面のカ欄に記入してください。また、Aの金額が表中のどの範囲に該当するか確認し、給与所得の金額を算出してください。その金額を申告書表面の⑥欄に記入してください。

※下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されますので、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」を記入し、所得金額調整控除後の金額を⑥欄に記入してください。(年末調整において所得金額調整控除の適用を受けている場合を除く。)

(1) 納税等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合

- 特別障害者に該当する
- 23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除

= (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 納税等の収入金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合

所得金額調整控除

= 納税等の収入金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

●公的年金等 (キ・⑦)

公的年金等の源泉徴収票の支払金額の合計額を右の表【公的年金等の雑所得の計算】のA及び申告書表面のキ欄に記入してください。また、Aの金額が表中のどの範囲に該当するか確認し、公的年金等の雑所得の金額を算出してください。その金額を申告書表面の⑦欄に記入してください。(企業年金も含みます。)

●業務 (ク・⑧)、その他雑所得 (ケ・⑨)

申告書裏面の「9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」に収入金額及び必要経費等を記入し、収入金額の合計は申告書表面のクまたはケ欄へ、所得金額(収入金額から必要経費を差し引いた残額)は申告書表面の⑧または⑨欄へそれぞれ記入してください。

●総合短期譲渡 (コ・⑪)、総合長期譲渡 (サ・⑪)、一時 (シ・⑪)

申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額及び必要経費等を記入し、表中のイの金額を申告書表面のコに、ロの金額を申告書表面のサに、ハの金額を申告書表面のシに記入してください。また、表中のニの金額を申告書表面の⑪欄へ記入してください。

※「差引金額(収入金額 - 必要経費)」が赤字のときは0円と記入してください。

※「特別控除額」は50万円と記入するか、「差引金額(収入金額 - 必要経費)」が50万円に満たない場合は、その金額を記入してください。

●合計 (⑫)

申告書表面①欄から⑥欄、⑩欄、⑪欄を合計し、⑫欄に記入します。

所得のなかった方は、⑫欄に「0」と記入してください。

【給与所得の計算】

複数から給与(アルバイト・パート)をもらっている場合はその収入額の合計を記入してください。

給与等の収入金額	A	円
Aの金額(円)	給与所得の金額	カの欄へ
~650,999	0円	
651,000	-650,000	
~1,899,999	円	
1,900,000	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)	B × 2.8-80,000 円
~3,599,999		
3,600,000	B	B × 3.2-440,000 円
~6,599,999		
6,600,000	A × 0.9-1,100,000	
~8,499,999		
8,500,000~	A-1,950,000	円

申告書の「2 所得金額」の⑥に金額を転記してください。

【公的年金等の雑所得の計算】

複数から年金をもらっている場合は、その収入金額の合計を記入してください。

公的年金等の収入金額	A	円
年齢区分	Aの金額(円)	公的年金等の雑所得の金額
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額
		~10,000,000 10,000,001 ~20,000,000 20,000,001~
昭和三十六年以前に生まれた人	~3,299,999	A-1,100,000 A-1,000,000 A-900,000 円 円 円
	3,300,000 ~4,099,999	A × 0.75-275,000 A × 0.75-175,000 A × 0.75-75,000 円 円 円
	4,100,000 ~7,699,999	A × 0.85-685,000 A × 0.85-585,000 A × 0.85-485,000 円 円 円
	7,700,000 ~9,999,999	A × 0.95-1,455,000 A × 0.95-1,355,000 A × 0.95-1,255,000 円 円 円
	10,000,000~	A-1,955,000 A-1,855,000 A-1,755,000 円 円 円
昭和三十六年以後に生まれた人	~1,299,999	A-600,000 A-500,000 A-400,000 円 円 円
	1,300,000 ~4,099,999	A × 0.75-275,000 A × 0.75-175,000 A × 0.75-75,000 円 円 円
	4,100,000 ~7,699,999	A × 0.85-685,000 A × 0.85-585,000 A × 0.85-485,000 円 円 円
	7,700,000 ~9,999,999	A × 0.95-1,455,000 A × 0.95-1,355,000 A × 0.95-1,255,000 円 円 円
	10,000,000~	A-1,955,000 A-1,855,000 A-1,755,000 円 円 円

申告書の「2 所得金額」の⑦に金額を転記してください。

手順3▶所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する

主な所得控除の種類

社会保険料控除	令和7年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など ※国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は控除証明書が必要です。
小規模企業共済等掛金控除	第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法の個人型または企業型年金加入者掛金
生命保険料控除	生命保険、簡易生命保険、農協等の生命共済等
地震保険料控除	一定の地震保険、損害保険等
ひとり親控除	令和7年中の合計所得金額が500万円以下で、配偶者がおらず、生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、総所得金額等が58万円以下の者に限る）がいる場合
寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに当てはまる場合 ①合計所得金額が500万円以下で、夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる場合 ②合計所得金額が500万円以下で、夫と死別した後婚姻をしていない、または夫の生死が明らかでない場合
勤労学生控除	特定の学校の学生、生徒であって、自己の勤労による給与所得等の合計所得金額が85万円以下で、かつ合計所得金額のうち給与所得以外の所得が10万円以下の人
障害者控除	令和7年12月31日現在、あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合
配偶者控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合
配偶者特別控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合
扶養控除	あなたと生計を一にする親族の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合
特定親族特別控除	あなたと生計を一にする特定親族（19歳以上23歳未満の親族）の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合
基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合
雑損控除	災害や盗難などにより損害を受けた場合。災害等に関連してやむを得ない支出をした場合
医療費控除	令和7年中に病院、診療所、薬局、助産所などにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるもの及び介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超える場合。セルフメディケーションとの併用はできません。
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	令和7年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品の購入対価の合計額が12,000円を超える場合。なお、従来の医療費控除との併用はできません。

申告書への記入方法

●社会保険料控除（⑬）

支払った保険料の金額を保険料の種類ごとに申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。その合計額を申告書の⑬欄に記入してください。

※年金から天引き（特別徴収）された社会保険料は、本人からのみ控除できます。

●小規模企業共済等掛金控除（⑭）

支払った共済掛金の金額の合計を申告書表面の⑭欄に記入してください。

●生命保険料控除（⑮）

生命保険料控除証明書により、各契約の新旧区分、一般・介護医療・個人年金の適用区分を確認してください。（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料は「新契約」、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料は「旧契約」です。）

新旧それぞれ適用区分ごとに支払保険料の合計を右の表（⑮生命保険料控除額の計算）のA～C及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表（⑮生命保険料控除額の計算）に基づいて生命保険料控除額を算出し、その額を申告書表面の⑮欄に記入してください。

※新契約と旧契約の両方がある場合は、新旧別々に控除額を計算し、それを合計します。その場合の限度額は、新契約の限度額（28,000円）を適用します。ただし、旧契約のみで計算した控除額が28,000円を上回る場合は、旧契約の限度額（35,000円）を適用できます。

●地震保険料控除（⑯）

地震保険料控除証明書により、地震保険か旧長期損害保険かを確認してください。（旧長期損害保険とは、平成18年末までに締結した契約のうち、保険期間が10年以上で、満期返戻金があり、平成19年1月1日以後に契約等を変更していないものを言います。）

支払保険料の合計を右の表（⑯地震保険料控除額の計算）のAまたはB及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表（⑯地震保険料控除額の計算）に基づいて地震保険料控除額を算出し、その額を申告書表面の⑯欄に記入してください。

※1つの損害保険契約等で地震保険、旧長期損害保険いずれにも該当する場合は、選択により、いずれか一方にのみ該当するものとして控除額を計算します。

⑮生命保険料控除額の計算

A1	旧生命保険料（合計）	円
A2	新生命保険料（合計）	円
B1	旧個人年金保険料（合計）	円
B2	新個人年金保険料（合計）	円
C	介護医療保険料（合計）	円
D	A1またはB1の金額	控除額
旧	～15,000円	A1またはB1の金額
契約	15,001円～40,000円	A1またはB1×0.5+7,500円
	40,001円～70,000円	A1またはB1×0.25+17,500円
	70,001円～	35,000円（限度額）
E	A2またはB2またはCの金額	控除額
新	～12,000円	A2またはB2またはCの金額
契約	12,001円～32,000円	A2またはB2またはC×0.5+6,000円
	32,001円～56,000円	A2またはB2またはC×0.25+14,000円
	56,001円～	28,000円（限度額）
F	各区分A（1・2）、B（1・2）、Cの控除額の合計	生命保険料控除額（最高70,000円）

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑮に「F」の金額を転記してください。

⑯地震保険料控除額の計算

A	地震保険料（合計）	円
B	旧長期損害保険料（合計）	円
C	Aの金額	地震保険料の控除額
地震保険料	～50,000円	A×0.5円
	50,001円～	25,000円
D	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額
旧長期損害保険料	～5,000円	Bの金額円
	5,001円～15,000円	B×0.5+2,500円円
	15,001円～	10,000円
E	C+D	地震保険料控除額（最高25,000円）円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額を転記してください。

●寡婦控除 (17)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「寡婦控除」欄及び死別・生死不明・離婚・未帰還の別にチェックし、申告書表面の⑯欄に、「260,000円」を記入してください。

●ひとり親控除 (18)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「ひとり親控除」欄にチェックし、申告書表面の⑯欄に、「300,000円」を記入してください。

●勤労学生控除 (19)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「勤労学生控除」欄にチェックし、その下に学校名を記入してください。また、申告書表面の⑯欄に「260,000円」を記入してください。

●障害者控除 (20)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「障害者控除」欄に対象の方の氏名・フリガナ・障害の程度・個人番号（マイナンバー）を記入してください。また、申告書表面の⑯欄に障害者控除の場合は「260,000円」を、特別障害者控除の場合は「300,000円」を、同居特別障害者控除の場合は「530,000円」を記入してください。

※特別障害者とは、療育手帳（A）・身体障害者手帳（1級、2級）・精神障害者保健福祉手帳（1級）等をお持ちの人を言います。

●配偶者控除 (21)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に配偶者の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）・配偶者の合計所得金額を記入してください。

右の表（⑯配偶者控除額の計算）のどの範囲に該当するか確認し、配偶者控除額を算出して、その額を申告書表面の⑯欄に記入してください。

※令和7年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税者の配偶者に対する配偶者控除の適用はありません。ただし、配偶者が同一生計配偶者（納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が58万円以下である者）である場合、市県民税の非課税限度額を計算する扶養親族に含めるため、申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に必ず記入し、同一生計配偶者の□にチェックしてください。

●配偶者特別控除 (22)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に配偶者の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）・配偶者の合計所得金額を記入してください。

また、配偶者の合計所得金額を右の表（⑯配偶者特別控除額の計算）のAに記入し、Aの金額が表中のどの範囲に該当するか確認して、配偶者特別控除額を算出してください。その額を申告書表面の⑯欄に記入してください。

●扶養控除 (23)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「扶養控除・特定親族特別控除」欄に扶養親族の氏名・フリガナ・生年月日・同居／別居の区分・申告者からみた続柄・個人番号（マイナンバー）を記入してください。また、扶養親族の年齢が右の表（⑯扶養控除）のどの範囲に該当するか確認し、控除額を申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「扶養控除」欄及び⑯欄に記入してください。

☆16歳未満の扶養親族について

年少扶養親族（0～15歳の扶養親族）に対する扶養控除が廃止されましたが、この年少扶養親族の人数も含めて市県民税の非課税限度額を計算しますので、年少扶養親族がいる場合は、必ず記入してください。

●特定親族特別控除 (24)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「扶養控除・特定親族特別控除」欄に特定親族（19歳以上23歳未満の親族で令和7年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の者。納税者の配偶者及び青色事業専従者等は除く。）の氏名・フリガナ・生年月日・同居／別居の区分・申告者からみた続柄・個人番号（マイナンバー）を記入し、「特親」欄に○を記入してください。また、特定親族の合計所得金額を右の表（⑯特定親族特別控除額の計算）のどの範囲に該当するか確認し、特定親族特別控除額を算出して、その額を申告書表面の⑯欄に記入してください。

※別居の場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。

●基礎控除 (25)

あなたの令和7年中の合計所得金額を右の表（⑯基礎控除）のA欄に記入してください。Aの金額が表中のどの範囲に該当するか確認し、基礎控除額を算出して、その額を申告書表面の⑯欄に記入してください。

⑯配偶者控除額の計算

納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除額	一般	33万円	22万円
	老人 (S31.1以前に生まれた人)	38万円	26万円
配偶者控除額			円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯に転記してください。

⑯配偶者特別控除額の計算

A	配偶者の合計所得金額	円		
配偶者	納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	Aの金額	控除額		
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
配偶者特別控除額			円	

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯に転記してください。

⑯扶養控除（注1）

	控除額	
老人扶養親族 (S31.1以前に 生まれた人)	同居老親等	45万円
	同居老親等 以外の人	38万円
特定扶養親族 (H15.1.2～H19.1.1の間に 生まれた人)		45万円
一般の扶養親族 (H19.1.2～H22.1.1及び S31.1.2～H15.1.1の間に 生まれた人)		33万円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯に上記の表にあてはまる金額を記入してください。

（注1）合計所得金額（分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額を加算します。）が58万円を超える方を扶養親族にすることはできません。

⑯特定親族特別控除額の計算

A	特定親族の合計所得金額	円	
	Aの金額	控除額	
58万円超95万円以下	45万円		
95万円超100万円以下	41万円		
100万円超105万円以下	31万円		
105万円超110万円以下	21万円		
110万円超115万円以下	11万円		
115万円超120万円以下	6万円		
120万円超123万円以下	3万円		
特定親族特別控除額			円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯に転記してください。

⑯基礎控除

A	納税者本人の合計所得金額	円	
	Aの金額	控除額	
2,400万円以下	43万円		
2,400万円超2,450万円以下	29万円		
2,450万円超2,500万円以下	15万円		
2,500万円超	0円		

●雑損控除 (27)

損害金額の合計を右の表 (27) 雜損控除額の計算) の A 及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入し、保険金などで補てんされる金額を右の表 (27) 雜損控除額の計算) の B 及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表 (27) 雜損控除額の計算) に基づいて雑損控除額を算出し、その額を申告書表面の(27)欄に記入してください。

●医療費控除または医療費控除の特例 (28)

医療費控除を選択する場合

支払った医療費の合計と保険金などで補てんされる金額を、右の表 (28) 医療費控除額の計算) の A と B 及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表 (28) 医療費控除額の計算) に基づいて医療費控除額を算出し、その額を申告書表面の(28)欄に記入してください。

なお、控除の限度額は 200 万円です。

※予防接種や特定健康診査の費用は対象なりません。

※おむつ代やストマ用装具代の申請は、使用証明書を添付してください。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合

支払ったスイッチ OTC 医薬品の購入費の合計と保険金などで補てんされる金額を、右の表 (28) セルフメディケーション税制による医療費控除額の計算) の A と B 及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表 (28) セルフメディケーション税制による医療費控除額の計算) に基づいて医療費控除額を算出して、その額を申告書表面の(28)欄に記入し、「区分」の□に「1」と記入してください。

なお、控除の限度額は 8 万 8 千円です。

●合計 (29)

申告書表面の(13)から(25)欄、(27)欄、(28)欄を合計し、(29)欄に記入してください。

その他記載事項

11 事業専従者に関する事項

生計を一にしている 15 歳以上の親族のうち、事業に専ら従事していた人がいる場合、事業専従者 1 人につき(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を控除できます。(ただし、配偶者控除・扶養控除と重複して適用することはできません。)

①500,000円 (配偶者は 860,000円)

②(事業専従者控除前の事業所得等の金額) ÷ (事業専従者の数 + 1)

この控除を受けようとする場合は、申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」に事業専従者の氏名・申告者からみた続柄・生年月日・専従者給与(控除)額・個人番号(マイナンバー)・事業に従事した月数を記入してください。

また、所得税における青色申告の承認の有無、専従者給与(控除)額の合計を記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

申告書表面に記入した配偶者や扶養親族、特定親族が別居の場合は、「12 別居の扶養親族等に関する事項」に対象の方の氏名・個人番号(マイナンバー)・令和 8 年 1 月 1 日時点の住所を記入してください。

また、控除対象の配偶者や親族が国外に居住している場合は、「国外居住」欄の該当項目にチェックを入れて、「親族関係書類」、「送金関係書類」を提出してください(年末調整において事業所に提出、または確定申告時に税務署に提出している場合を除く。)

14 寄附金に関する事項

(1) 令和 7 年中に都道府県・市区町村に寄附された場合

寄附された合計額について、特例控除の対象となる市区町村分について「都道府県、市区町村分」のうち「特例控除対象」欄に、それ以外の分は「特例控除対象以外」欄にそれぞれ記入してください。

(2) 令和 7 年中に東日本大震災、被災地方公共団体の救済を目的とする災害義援金として寄附された場合

日本赤十字社、中央共同募金会、日本政府等に対して寄附をされた合計額を「都道府県、市区町村分」の「特例控除対象」欄に記入してください。

(3) 令和 7 年中に滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部に上記(2)以外の目的で寄附された場合

寄附をされた合計額を「滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部」欄に記入してください。

(4) 令和 7 年中に滋賀県や野洲市の条例で指定された団体等に寄附された場合

対象の団体等に寄附をされた合計額を「滋賀県条例指定分」及び「野洲市条例指定分」欄にそれぞれ記入してください。

※団体によっては、市民税・県民税のうち、いずれかのみ控除の対象となる場合がありますのでご注意ください。

15 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除の適用を受けようとする場合で、5 ページの(1)に該当する場合は、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に対象の方の氏名・フリガナ・申告者からみた続柄・生年月日・個人番号(マイナンバー)・障害の程度(該当する場合のみ)・別居の場合の住所(該当する場合のみ)を記入してください。

手順 4▶市民税県民税の納税方法を選択する

給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和 8 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税の納税方法について、「給与から差引き(特別徴収)」、または「自分で納付(普通徴収)」を選択し、申告書表面の「5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」欄にチェックしてください。

②7 雜損控除額の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B(差引損失額)	円
D	申告書の(27)(※)	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の(1)の金額を転記してください。

※ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

②8 医療費控除額の計算

A	支払った医療費等	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	申告書の(28)(※)	円
E	D×0.05	円
F	10 万円と E のいずれか少ない方の金額	円
G	C-F	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の(2)に「G」の金額を転記してください。

※ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

②8 セルフメディケーション税制による医療費控除額の計算

A	スイッチ OTC 医薬品の購入費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	C-12,000円	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の(3)に「D」の金額を転記し、「区分」に「1」と記入してください。

14 寄附金に関する事項

(1) 令和 7 年中に都道府県・市区町村に寄附された場合

寄附された合計額について、特例控除の対象となる市区町村分について「都道府県、市区町村分」のうち「特例控除対象」欄に、それ以外の分は「特例控除対象以外」欄にそれぞれ記入してください。

(2) 令和 7 年中に東日本大震災、被災地方公共団体の救済を目的とする災害義援金として寄附された場合

日本赤十字社、中央共同募金会、日本政府等に対して寄附をされた合計額を「都道府県、市区町村分」の「特例控除対象」欄に記入してください。

(3) 令和 7 年中に滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部に上記(2)以外の目的で寄附された場合

寄附をされた合計額を「滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部」欄に記入してください。

(4) 令和 7 年中に滋賀県や野洲市の条例で指定された団体等に寄附された場合

対象の団体等に寄附をされた合計額を「滋賀県条例指定分」及び「野洲市条例指定分」欄にそれぞれ記入してください。

※団体によっては、市民税・県民税のうち、いずれかのみ控除の対象となる場合がありますのでご注意ください。

14 寄附金に関する事項

(1) 令和 7 年中に都道府県・市区町村に寄附された場合

寄附された合計額について、特例控除の対象となる市区町村分について「都道府県、市区町村分」のうち「特例控除対象」欄に、それ以外の分は「特例控除対象以外」欄にそれぞれ記入してください。

(2) 令和 7 年中に東日本大震災、被災地方公共団体の救済を目的とする災害義援金として寄附された場合

日本赤十字社、中央共同募金会、日本政府等に対して寄附をされた合計額を「都道府県、市区町村分」の「特例控除対象」欄に記入してください。

(3) 令和 7 年中に滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部に上記(2)以外の目的で寄附された場合

寄附をされた合計額を「滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部」欄に記入してください。

(4) 令和 7 年中に滋賀県や野洲市の条例で指定された団体等に寄附された場合

対象の団体等に寄附をされた合計額を「滋賀県条例指定分」及び「野洲市条例指定分」欄にそれぞれ記入してください。

※団体によっては、市民税・県民税のうち、いずれかのみ控除の対象となる場合がありますのでご注意ください。